



平成 27 年 11 月 30 日

各位

会 社 名 株式会社 C R I ・ ミドルウェア
代 表 者 名 代表取締役社長 押 見 正 雄
(コード番号：3698 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役コーポレート本部長 田中 克己
(TEL. 03-6418-7083)

**第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債、
第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債および
第 4 回新株予約権の払込み完了に関するお知らせ**

当社が平成 27 年 11 月 12 日開催の取締役会において決議いたしました、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第 1 回新株予約権付社債」といいます。）、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第 2 回新株予約権付社債」といいます。第 1 回新株予約権付社債と第 2 回新株予約権付社債を総称して、「本新株予約権付社債」といいます。）および第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日付で割当先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合から、下記のとおり本新株予約権付社債の全額（650 百万円）及び本新株予約権の発行価額の全額（2,664,480 円）の払込みがありましたのでお知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の詳細につきましては、平成 27 年 11 月 12 日付当社発表資料「株式会社ウィズ・パートナーズとの業務提携ならびに第三者割当により発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 4 回新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

募集の概要

①第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成 27 年 11 月 30 日
(2) 新株予約権の総数	31 個
(3) 社債および新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 10 百万円（額面 100 円につき金 100 円） 第 1 回新株予約権付社債に付された新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	232,732 株
(5) 資金調達額	310,000,000 円
(6) 転換価額	1,332 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てます。
(8) 利率	本社債には利息を付しません。
(9) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。本新株予約権付社債を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。 本投資契約には、以下の内容の行使指示条項が含まれています。

	<p>当社は、平成 27 年 11 月 30 日より起算して 1 年経過した後、第 1 回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間における最終営業日から 2 営業日前までの期間において、東京証券取引所における当社の普通株式の終値が、10 連続取引日（終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた 10 取引日。以下同じ。）を通じて第 1 回新株予約権付社債の転換価額の 150%以上である場合、割当予定先に対して、第 1 回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、割当予定先をしてかかる指示のあった日（以下「行使指示日」という。）から 2 営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければならない。但し、当社が行使を指示することのできる新株予約権の個数は、いかなる場合も、累積で第 1 回新株予約権付社債に付された新株予約権の総数の 20%を超えないものとし、かつ、ある行使指示日において、行使指示日に先立つ 10 連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の 1 日平均出来高の 20%に相当する個数を超えないものとする。</p>
--	--

②第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成 27 年 11 月 30 日
(2) 新株予約権の総数	34 個
(3) 社債および新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 10 百万円（額面 100 円につき金 100 円） 第 2 回新株予約権付社債に付された新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	196, 418 株
(5) 資金調達額	340, 000, 000 円
(6) 転換価額	1, 731 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てます。
(8) 利率	本社債には利息を付しません。
(9) その他	<p>前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。本新株予約権付社債を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>本投資契約には、以下の内容の行使指示条項が含まれています。</p> <p>当社は、平成 27 年 11 月 30 日より起算して 1 年経過した後、第 2 回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間における最終営業日から 2 営業日前までの期間において、東京証券取引所における当社の普通株式の終値が、10 連続取引日を通じて第 2 回新株予約権付社債の転換価額の 150%以上である場合、割当予定先に対して、第 2 回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、割当予定先をしてかかる行使指示日から 2 営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければならない。但し、当社が行使を指示することのできる新株予約権の個数は、いかなる場合も、累積で第 2 回新株予約権付社債に付された新株予約権の総数の 20%を超えないものとし、かつ、ある行使指示日において、行使指示日に先立つ 10 連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の 1 日平均出来高の 20%に相当する個数を超えないものとする。</p>

③第4回新株予約権

(1)割当日	平成27年11月30日
(2)新株予約権の総数	1,708個
(3)発行価額	総額2,664,480円(本新株予約権1個につき1,560円)
(4)当該発行による潜在株式数	170,800株(本新株予約権1個につき100株)
(5)資金調達額	230,170,080円 (内訳)本新株予約権発行による調達額:2,664,480円 本新株予約権行使による調達額:227,505,600円
(6)行使価額	1,332円
(7)募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、全部をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てます。
(8)その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。

以上